

WTO 紛争解決手続の履行問題
—手続上の原因と改善のための提言—*

川瀬 剛志**

要 旨

WTO 紛争解決手続の司法化の結果、実効的な法の支配が国際通商分野に及んだ反面、複雑な政治的背景を有する重要案件を中心に違反是正が滞り、譲許停止（いわゆる対抗措置）の応酬や違反措置の長期にわたる維持・放置が、米・EC など主要加盟国を中心に見られるようになった。この履行問題は WTO 紛争解決手続の機能不全を意味しないものの、主要加盟国による度重なる DSB 勧告の無視は、長期的に紛争解決フォーラムとしての WTO の正当性を危ういものとする。

川瀬＝荒木 [2005]はこの問題を多角的に検討し、その法的小および事実上の多様な原因を例証した。その結果、紛争解決手続上の要因に限れば、パネル・上級委員会による協定解釈の妥当性、勧告の明確性、譲許停止の規模などが履行問題を惹起していることが明らかになり、この解決には現行手続の改正を要する。

この結果を遵守理論に照射して整理すれば、要するに WTO 加盟国の不履行の主要な原因として、合理的選択を前提とした執行力の欠如と WTO の判断に対する被申立国の規範的認識の欠如の両側面が併存し、双方からの手続的改正が勧告履行の改善をもたらす。しかしながら、ドーハ・ラウンドにおける DSU 改正交渉では、十分に履行問題に関心を払った提案は必ずしも多くはなく、更には合意の見通しもない。

このため、DSU 改正に代わって、現行手続下で実施可能な「ソフト」な方法によって、漸進的に履行の改善を行うことが、現実的かつ最も望ましい。こうした方策には、例えば執行力強化の側面からは、質的側面をより重視した譲許停止の実施、また規範的側面からは、履行を意識したパネル・上級委員会による訴訟経済や特定履行勧告の裁量行使、および政治的合議体としての DSB によるパネル・上級委員会報告書のレビューの強化などが含まれる。

* 本稿の執筆にあたり、RIETI「多角的貿易体制の現状と展望」プロジェクト（代表：小寺彰ファカルティフェロー）委員および本稿検討会（2006.2.22）出席者諸賢より有益な示唆を得た。記して謝意を表す。

** 経済産業研究所ファカルティフェロー・大阪大学大学院法学研究科助教授／〒560-0043 豊中市待兼山町 1-6 大阪大学大学院法学研究科／kawaseto@law.osaka-u.ac.jp

1. WTO における紛争解決手続の司法化と履行問題の発生

発足後 10 年を迎えた WTO であるが、その紛争解決手続、すなわち WTO 紛争解決了解 (DSU) は、当初の期待以上に効果的・効率的に運用されてきたと評価される。そのような十分な機能がもたらされた理由として、旧 GATT 時代との比較において、手続の司法化 (juridification) が飛躍的に進展したことが指摘されている¹。このことは、コヘインらが提唱するいわゆる「法化 (legalization)」モデルの援用によって²、基本的に正しいことが論証されている³。

現行 DSU の司法化の重要な側面として、例えばパネル設置をネガティブ・コンセンサス方式で行うこととした結果、事実上の強制管轄権が設定されたこと、パネル・上級委員会報告書の採択、およびその勧告の実効性を担保する譲許停止の承認も同様にネガティブ・コンセンサスにより自動化されたこと、上級委員会が事実上常設の司法機関として設置されたこと等が挙げられる⁴。また、いかに代償および譲許停止が規定されていても、DSU の文言とその政策目標 (例えば国際通商体制の予見可能性) に照らし、パネル・上級委員会の勧告・裁定 (技術的には紛争解決機関 (DSB) の勧告) は規範的拘束力を有するものと理解される⁵。更にパネル・上級委員会の報告書の法的分析も、旧 GATT 時代の先例と比較して洗練の度を増しており、特に一般国際法の原則に留意しつつ、条約法条約に従った精緻な法律論を展開する⁶。

しかしながら、司法化には少なからず「陰」の側面があることも否定できない。パネル・上級委員会の法実証主義的な協定解釈は、時に交渉時には予期しなかった意味を協定に与えることがある。また、報告書採択の自動化および DSB 勧告への拘束力の付与は、旧 GATT 時代のようにパネル報告書の内容に不服のある当事国による採択阻止の途を閉ざした。そのため政治的に困難な案件においては、DSB 勧告履行の難航、不履行、あるいは履行の実質的迂回が散見されるようになった。これらには、EC・バナナ輸入制度事件、EC・ホルモン投与牛肉事件および米国・外国販売会社 (FSC) 税制事件など、一連のいわゆる大西洋間案件 (Transatlantic Issue)、ブラジル・カナダ間の民間航空機輸出信用に関する一連の紛争、さらに、米国の 1916 年 AD 法事件、日本製熱延鋼板 AD 税事件、バード修正条項事件といった鉄鋼関連案件などが含まれる。これらを総称して本稿では履行問題と呼ぶ。

¹ Weiler [2003].

² 紛争解決手続の司法化は、国際紛争解決フォーラムへの紛争付託が主権国家の意思に妨げられず自由であること (access)、当該フォーラムが当事国から高い独立性を有していること (independence)、そして当該フォーラムの判決履行が被申立国の国内実施過程と一体化していること (embeddedness) の 3 点を座標軸として、その程度を評価できる。Keohane et al. [2000] pp.459-470.

³ 川島 [2005] および川瀬 [2005] pp.122-125.

⁴ 岩沢 [2001] pp.230-31.

⁵ Jackson [2004] pp.115-123.

⁶ パネルおよび上級委員会の条約法条約および一般国際法上の原則の適用につき、それぞれ Lennard [2002]、岩沢 [2003]を参照。

むしろ、このことは WTO の紛争解決制度全体が上手く機能していないことを意味せず、履行は全体に順調であると結論付けてよい⁷。とりわけ、大西洋案件をいわゆる「9.11」以降の米・EC 関係の文脈でとらえ、深刻な WTO 体制の弱体化をもたらすとする悲観的観測に説得力はなく⁸、多くの不履行案件を抱え、更に EC との関係で自らも不履行に遭遇しているにもかかわらず、米国の WTO 紛争解決手続に対する支持も依然として堅固である⁹。しかしながら他方で、司法化の副産物であるとはいえ、このまま不履行が増加し、これを放置することは、少なくとも中・長期的には WTO 紛争解決制度の実効性と正当性を危ういものとする。

かかる問題意識で現行協定を検討すると、以下に見るように、むしろこうした不履行を惹起・助長する欠点があり、明らかに改正を要する。しかしながら、現在進行中のドーハ・ラウンドにおける DSU 改正交渉をはじめとして、DSU 改変の試みが短期的に成果をあげる見込みは極めて乏しい。かかる状況下においては、現行協定を前提としつつ、何らかの現実的な対応によって、履行問題による WTO 体制の弱体化を予防することが急務となる。本稿では、この点についての提言を行い、譲許停止の質的な改善、パネル・上級委員会の判断の一層の適正化・明確化、DSB の機能強化などの点から、履行問題解消のために現実的な方途を示す。

2. 履行問題の原因の多様性

不履行を引き起こす原因は多様である。これらの要因については、WTO 紛争解決制度における履行メカニズムとその作用の概観を含め、既に筆者は川瀬＝荒木 [2005]において詳細に検討した。最初にその成果を中心に、履行問題を引き起こす要因を簡単に概観する。

履行の難易は、何より当該案件の事実関係に規定される。例示的にいくつかの要因に言及しておく、まず利害関係者が重要であることは論を待たない。2 レベルゲームの分析は、履行の承認に通商当局よりも厳しい制約条件下にある利害関係者がかかわる場合、履行遅滞を惹起することを示す¹⁰。例えば米国のバード修正条項、1916 年 AD 法、日本製熱延鋼板 AD 税、EC・インド製綿製寝具 AD 税、およびメキシコ・液糖 AD 税の各事件における履行難航は、いずれも国内の輸入競合産業の保護主義的圧力が主たる原因であることは明白である¹¹。

⁷ 川瀬＝荒木（編）[2005] 第 1 章（ウィリアム・デイヴィー稿）。同様の見方として、Magnus [2005]を参照。

⁸ 川瀬＝荒木（編）[2005] 第 12 章（荒木一郎稿）。

⁹ Murphy [2004] pp.51-52.

¹⁰ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.123-128（飯田敬輔稿）。

¹¹ 特にメキシコ・液糖 AD 税事件はその後のメキシコ・清涼飲料水税事件 (DS/WT308) に継続しており、NAFTA における砂糖市場アクセス約束実施の問題に関連して、メキシコ砂糖産業の米国産液糖からの保護は不可欠とメキシコは主張する。“Mexico Argues HFCS Dispute Should Be Settled in NAFTA, Not

関係主体が履行を左右することは、特に履行に議会が介在する場合に顕著に現れる。後に述べるが、履行は一般に「法それ自体 (law as such)」案件、すなわち議会による法改正を要する案件のほうが一般に長期にわたる。特に、米国の DSB 勧告の履行状況を統計的に把握すれば、このことは明白である¹²。むしろ、カナダのように多くの法それ自体案件において協定違反の裁定を受けながら、履行の難航が見られないケースもあるが¹³、米国の例は憲法上の権限配分から外交に責任を持たない議会が圧力団体の意向を代弁し、「内向き」の意思決定を行う結果であることが伺える¹⁴。

また、利害関係者と密接に結びつく要素として、履行をめぐる政策的背景や価値の問題も無視できない。この最たるものは EC・ホルモン投与牛肉事件であり、背後には残留成長促進ホルモンによる発ガン等の不安から消費者がいかに自衛するかという「食の安全」が競合する政策課題として存在していた¹⁵。また EC・バナナ輸入制度事件においても、履行の難航には対旧植民地経済外交が影響している¹⁶。加墨間の民間航空機輸出信用紛争もブラジルの産業・開発政策にかかる国家の威信が履行に影響していたことが伺える¹⁷。

こうした事実関係に起因する要因のみならず、WTO 協定附属書 I および IV に規定される実体規範の正当性 (legitimacy) も履行に影響することがある。例えば、EC・ホルモン投与牛肉事件においては、科学的証拠に偏重し、消費者不安 (consumers' anxiety) を考慮しない SPS 協定に対して、EC の規範認識は必ずしも高くないことが疑われる¹⁸。また、米国・FSC 税制事件においては、補助金・相殺関税協定における補助金に該当する免税の範囲について、米・EC 間の租税体系の差異 (世界主義か領域別課税か／直接税主体か間接税主体か) によって不平等をもたらすことが、米国の同協定に対する不当性の意識を助長したことが指摘される¹⁹。

しかし他方で、例えば同様に政治的に困難な案件でも、米国・エビ輸入制限事件や米国・ガソリン精製基準事件などにおいては、比較的履行はスムーズであった。更に先入観として履行困難が予測される農業案件が、実のところ迅速に解決しているというやや

WTO.” *Inside U.S. Trade*, Nov. 5, 2004.

¹² 川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.10, 25-26 (デイヴィー稿)。Canada—Pharmaceutical Patent 21.3 Arbitration Award (WT/DS114/13) paras.49-50.

¹³ 川瀬＝荒木 (編) [2005] p.11 (デイヴィー稿)。法それ自体案件の履行が各国の統治制度に大きく依存している結果と言える (例えば大統領制か議院内閣制か)。

¹⁴ この点について、川瀬＝荒木 (編) [2005] 第 11 章 (川瀬剛志稿) 参照。

¹⁵ ホルモン規制の経緯につき、McNiel [1998] pp.100-107 参照。発癌性等の健康上の懸念がホルモン規制の強い動機となっていることは、最新の EC の関連規制からも明白である。Directive 2003/74/EC of the European Parliament and of the Council of 22 September 2003, 2003 O.J. (L 262) 17.

¹⁶ Vranes [2003] pp.1-4.

¹⁷ 川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.240-242 (渡邊伸太郎稿)。

¹⁸ Charnovitz [2000] p.301. ホルモン投与牛肉事件における EC の消費者不安に関する認識と SPS 協定の関係について、Carter [1997] 参照。

¹⁹ 川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.277-285 (東條吉純稿)。

意外とも言える統計も示されている²⁰。逆に、米国・著作権法 110 条事件は、一有力議員が履行に反対するのみで、遵守の経済的影響も極めて小さいにもかかわらず、パネル報告書採択から 5 年半を経過してなお履行されない²¹。

どのような案件でも、被申立国における履行の政治的コストは不可避である。この前提に立ち、履行難航案件とそうでない案件を対照した時、履行難航の事実はそれでもなお WTO の紛争解決手続が適切に履行のインセンティブを与えることが出来ないか、あるいは手続そのものが不履行を助長していることを示唆する。そして、実際のところ、以下に例示的に言及するように、WTO 紛争解決手続は、パネル・上級委員会報告書採択後の履行段階のみならず、紛争の端緒から履行に影響を与え、時として履行難航の原因となりうる。

3. 履行問題の手続的原因

3.1 パネル・上級委員会の判断に対する当事国の規範意識

法の遵守・執行には「悪法も法」の精神で臨むことが求められるが、中央集権的な執行機関を持たない国際社会においては、規範に対する正当性の認識が主権国家による実効的な自発的遵守の成否を左右する。2. に述べたとおり、実体規範となる附属書 I および IV の各協定に加盟国が妥当性を見出さない場合、遵守は達成され難い。

他方、こうした規範意識の問題は、DSB 勧告およびその基礎となるパネル・上級委員会による協定解釈・適用についても同様に生じる。合理性や説得力を欠く突飛あるいは稚拙な解釈、あるいは条約法条約に基づく文言解釈とウルグアイラウンド時の起草者意思との著しいかい離がある場合、そのような判断理由に導かれた法的結論に遵守の意識は低く、不履行案件となりやすい。

例えば、米国・1916 年 AD 法、米国・バード修正条項の両事件においては、ダンピング防止税・相殺関税以外の対抗措置（懲罰的損害賠償および刑事罰／徴収した特殊関税の分配）の GATT 第 6 条該当性が検討された。パネル・上級委員会は同条に規定されるダンピング輸出および補助金付輸出「に対する措置（action against...）」を広く解釈し、問題の措置にダンピング防止、補助金・相殺関税の両協定の規律が及ぶと解釈したが²²、これが新たな禁止補助金類型の司法的創造であるとの批判を招き²³、このこと

²⁰ 同上第 9 章（内記香子稿）。

²¹ 同上 pp.367-368（川瀬稿）。

²² US—Byrd Amendment Appellate Body Report (WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R) paras.247-256.

²³ Charnovitz [2003] p.7; Greenwald [2003] pp.121-122. 松下 [2001] pp.271-274 も、この判断の基礎となった米国・1916 年 AD 法事件上級委員会報告について、そもそも GATT 第 6 条は同条に明記される以外の措置については規律を及ぼさないと論じる。US—1916 AD Act Appellate Body Report (WT/DS136/AB/R, WT/DS162/AB/R) paras.136-138. Cf. US—Byrd Amendment Appellate Body Report (WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R) paras.247-256.

が履行に影を落としている²⁴。

同様に、米国・FSC 税制事件においては、免税措置の補助金・相殺関税協定 1.1 条 (a)(i)(2)該当性を問うに際して、パネルはいわゆる“**But for**”テストを適用するが、同テストは複雑な各国税制について実質的に原則と例外をパネルの判断で峻別し、例外としての減免を補助金と見る方式である²⁵。しかし課税原理について規範的原則は必ずしも明確でなく、事実本件でも、原審勧告の履行措置として米国が導入した域外所得 (ETI) 税制は、米国の認識では外国所得に対する新たな「原則」の定立だった。しかしこれもまた同事件履行確認手続において「例外」であり、輸出補助金に当たるとの判断を受け²⁶、その解釈に対して米国が抱くべき不満は無視できない²⁷。

法解釈・適用に対する批判は、ダンピング防止協定 17.6 条における審査基準 (standard of review) のもとで、パネル・上級委員会が起草時の期待に反して加盟国調査当局の決定に踏み込んだ審査を展開していることについて、特に根強い。米国・日本製熱延鋼板 AD 税事件における上級委員会の同条(i) (事実認定に関する審査基準) の解釈は、これを事実上 DSU 第 11 条の通常の審査基準と何ら変わるところのないものとする判断であった。また、同報告は、同(ii) (協定解釈に関する審査基準) についても、条約法条約第 31 条の結果として協定解釈が複数存在する可能性を事実上否定し、当局の協定解釈の裁量を著しく狭めている²⁸。また、(ii)の適用については、EC・インド製綿製寝具 AD 税事件においては、いわゆるゼロイングを正当化する協定解釈がダンピング防止協定 2.4.2 条のもとで退けられ、被申立国の協定解釈について同号のもとで十分な見直しが行われなかった²⁹。これらのパネル・上級委員会の判断は学界からの批判に加えて³⁰、米国議会から強い批判を招き、商務長官、米会計検査院 (GAO) の報告書にその問題意識が投影されているが、このことも米国の法それ自体案件の履行難航を誘発している³¹。

逆に、協定解釈は履行を容易化することもある。いわゆる「貿易と環境」論争を背景として政治的に注目を集めた米国・ガソリン精製基準事件および米国・エビ輸入制限事件においては、上級委員会は最終的に環境保護措置の適用において協定違反を認定した。しかしながらその一方で、上級委員会は GATT 第 20 条の解釈において環境保護に対するバランスの取れた配慮を投影し、環境保護措置それ自体の現行協定下での存続可能性を示唆した³²。このことが環境保護派からの履行に対する抵抗を和らげたことが評価さ

²⁴ Magnus [2005] p.248.

²⁵ US—FSC Taxation Panel Report (WT/DS108/R) paras.7.47-7.48, 7.93-7.102.

²⁶ US—FSC Taxation 21.5 Appellate Body Report (WT/DS108/AB/RW) paras.97-105.

²⁷ 川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.273-277 (東條稿)。

²⁸ US—Hot-rolled Steel AD Appellate Body Report (WT/DS186/AB/R) paras.50-62.

²⁹ EC—Bed Line AD Appellate Body Report (WT/DS141/AB/R) paras.54-65.

³⁰ Greenwald [2003] pp.117-123; Tarullo [2002] pp.113-147.

³¹ USDOC [2002]; USGAO [2003]. 以上、米国議会の DSB 勧告に対する規範認識につき、川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.376-380 (川瀬稿)。

³² 特に前者では GATT 第 20 条 g 号の解釈を大幅に緩和した点、また後者では WTO 協定前文の「持続可

れている³³。

3.2 判断の欠如（訴訟経済および原審破棄による事実認定の欠缺）

パネルは提起された論点の全てについて判断を下す必要はなく、訴訟経済の行使が認められる。この裁量は、オーストラリア・サケ輸入制限事件上級委員会が示すように、あくまでも当事国が速やかに実施できる明確な DSB 勧告が妨げられない範囲で行使されなければならない³⁴。

しかしながら、時に訴訟経済の行使は、履行の観点から疑問なしとできない。例えばセーフガード措置については、少なくとも米国・羊肉セーフガード事件以前は、パネルが発動調査に協定違反を認める場合、措置の態様に関する判断を省略することが一般的であった³⁵。しかしながらこの場合、仮に調査のやり直しによって被申立国が履行した場合、申立国は更に措置の態様について履行確認パネルで争う余地を残しており、その分履行は遅滞・難航する。特に米国ウルグアイラウンド協定実施法 129 条³⁶のように、国内法において輸入救済措置に関する DSB 勧告の履行を再調査で行うことが規定されている場合、このような問題は起こりやすい³⁷。履行問題には発展しなかったが、米国・鉄鋼セーフガード事件において申立国が米国の措置の法的無効（no legal basis）を執拗にパネルに確認したのも³⁸、このためである。

最近では、EC・砂糖補助金事件において、やはりパネルが EC の措置の輸出補助金該当性（補助金・相殺関税協定第 3 条違反）について訴訟経済を行使した。後にこの訴訟経済の行使については上級委員会が法律上の瑕疵としてパネルの判断を破棄したが、パネルがこの点に関する事実認定を怠ったため、上級委員会は分析を完遂することができなかった。このため、申立国である豪、伯、タイは、より実効的かつ迅速な補助金・相殺関税協定 4.7 条の救済を受ける機会を失った³⁹。

判断の欠如は、二審制をとる以上、パネルの判断が上訴で覆される際にも起こり得る。このような破棄の結果、履行に極めて重要な論点の判断が欠落する場合がある。特にパ

能な発展」を文脈とし、あるいは国際環境条約を参照しつつ協定解釈を行った点について注目される。US—Shrimp Appellate Body Report (DS/WT58/AB/R) paras.128-131, 152-155; US—Gasoline Appellate Body Report (DS/WT2/AB/R) ch. III.

³³ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.325-326, 331-332（川島富士雄稿）。

³⁴ Australia—Salmon Appellate Body Report (DS/WT18/AB/R) para.123.

³⁵ *E.g.*, US—Lamb Safeguard Appellate Body Report (DS/WT177/AB/R, DS/WT178/AB/R) paras.189-195.

³⁶ 19 USCS §3538 (2005).

³⁷ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.193-197（瀬領真悟稿）。

³⁸ 共同申立国のうち、例えば EC、中国、スイス、ブラジルは明示的に措置の撤回ないしは終了の勧告を請求しており、パネルはこれに対して本文のように回答した。US—Steel Safeguard Panel Report (DS/WT248/R etc.) para.10.705.

³⁹ EC—Sugar Subsidy Appellate Body Report (DS/WT265/AB/R, DS/WT266/AB/R, DS/WT283/AB/R) paras.321-341.

ネルの事実認定が無効となったとき、法律審である上級委員会はこれを代行することはできず、当該論点について判断できないことが起こりうる。この極端な例が、カナダ・乳製品補助金事件である。同事件履行確認パネルは、農業協定第 9 条第 1 項(c)のもとで、輸出補助金となる輸出向け加工品用牛乳の廉売の補助金額を算定する際、ベンチマークとして、政府規制と国内補助で歪曲されているにもかかわらず、市場価格を指定した⁴⁰。これに対して上級委員会はこの解釈を誤りとし、牛乳の平均生産費用をベンチマークと解釈したが、法律審である上級委員会はパネルが誤った法解釈の下で行った事実認定をやり直す権限を持たないので、事実の欠缺による判断不能を宣言するより他なかった⁴¹。結局申立国であるニュージーランド、米国は新たな履行確認パネルの判断を待たざるを得なかった。

3.3 「履行」の明確性と範囲

DSB 勧告の履行は、何が「履行」と見なされるかが明確である時に容易にその成否が判断できるが、この明確性は常に保証されているわけではない。DSU 第 19 条はパネルに対して履行方法について提案する権限を与えているが、従来のパネルは極めて抑制的にこの権限を行使し、その拘束力も否定してきた⁴²。

この点については、特に措置の廃止か改正かの選択において重要な意味を持つ。米国・バード修正条項事件では、パネルは同法の廃止を示唆したが、後に同事件履行期間決定仲裁はこの示唆の効力を否定し、履行措置の選択は全面的に被申立国の裁量に委ねられるとした⁴³。この結果、DSU 第 19 条のパネルの勧告権限は、実質的にその意義が失われている。

パネルが明確に履行方法を示唆しないとすれば、パネル・上級委員会の裁定理由から履行の内容が導かれることになるが、これも必ずしも明確とは限らない。例えば、EC・ホルモン投与牛肉事件では、EC の措置は危険評価の不備によって SPS 協定違反を判断されたが、履行はこの危険評価のやり直し、あるいは措置そのものの撤廃につき、当事国間で争いがある。このため、EC が新たな危険評価に基づく新規制を施行したにもかかわらず、申立国が制裁解除に同意せず、現在も係争中である⁴⁴。また、同様に SPS 案件である日本・リンゴ検疫事件では、日本側措置の科学的根拠が全て否定され、SPS

⁴⁰ Canada—Dairy Products Subsidy 21.5 Panel Report (DS/WT103/RW, DS/WT113/RW) paras.6.12-6.22.

⁴¹ Canada—Dairy Products Subsidy 21.5 Appellate Body Report (DS/WT103/AB/RW, DS/WT113/AB/RW) paras.80-82, 90, 102-104. 概要につき、川瀬＝荒木（編）[2005] pp.301-305（内記稿）。

⁴² Guatemala—Cement AD I Panel Report (DS/WT60/R) paras.8.1-8.6.

⁴³ US—Byrd Amendment 21.3 Arbitration Award (WT/DS217/14, WT/DS234/22) para.52.

⁴⁴ US—Continued Suspension of Obligations in the EC—Hormones Dispute: Request for the Establishment of a Panel by the European Communities, WT/DS320/6 (Jan. 14, 2005).

協定第 5 条第 6 項に関する審理の過程で取るべき代替措置について議論がなかった⁴⁵。このことにより、履行措置の「落としどころ」が明確ではなかったことから、履行が遅滞したことが疑われる⁴⁶。

米国・著作権法 110 条事件では、問題の措置は小規模小売店等の店頭での音楽放送に著作権料の徴収を免除するものだが、パネルはその対象となる事業者および著作物の範囲が広汎であることを理由に、当該措置が TRIPS 協定第 13 条に規定する「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な」例外に当たらないとした⁴⁷。しかし、パネルは同時にこの例外の外延を明確にしなかったことから、両国間で履行措置について争いがあり、これも履行遅滞の一因となっている⁴⁸。

ブラジル・民間航空機輸出信用事件では、補助金・相殺関税協定附属書 I（輸出補助金の例示リスト）の k 号に規定される輸出信用の補助金性を計るベンチマーク（政府の貸出金利がそれより有利であった場合、補助金と見なすべき基準）の設定が明確ではなかった。上級委員会はこれに市場貸出金利基準を充てたが、これを唯一のベンチマークと見るべきかどうかについて上級委員会の判断に解釈の余地があり、この点が履行確認パネルで争われた⁴⁹。

また、DSU 勧告が履行の迂回を防止し、実効的な紛争解決が可能であるように履行の範囲を定めることができない場合が考えられる。これはパネル・上級委員会の判断の問題だけではなく、付託事項の設定と性質に起因する場合がある。DSU 第 6 条第 2 項は、パネル設置要請書において申立国に紛争の対象措置を特定することを求める。このとき、申立国は問題の法令それ自体が WTO 違反の行為を自国行政府に強制せず、単にそのような行為の裁量しか与えない場合、当該法令の個別適用（law as applied）についてのみ争える⁵⁰。従って、DSB の履行勧告も当該個別適用にしか及ばない。

この点は、特に加伯間の民間航空機輸出信用をめぐる一連の紛争およびオーストラリア・自動車用皮革製品補助金事件において、履行遅滞の原因となった。補助金の支出には透明性がなく、ダンピング防止税など輸入救済法のように調査の事実が周知されるわけではない。したがって、協定違反補助金撤回後の代替措置の導入も容易となり、違反が秘密裏に継続しやすい。しかるに、補助金の支出が仮に裁量的である場合、支出根拠法令それ自体を協定違反とすることはできない。このため、両事件では、同一根拠法令

⁴⁵ Japan—Apple Panel Report (DS/WT245/R) paras.8.123-8.176, 8.303-8.304.

⁴⁶ このことは日本・農産物検疫事件 (DS76) との比較において際だつ。川瀬＝荒木（編）[2005] pp.306-308（内記稿）。

⁴⁷ 対してパネルはもうひとつの問題の措置である家庭向け例外については、極めて限定的でこの例外の範囲内に収まるとだけ述べており、やはり TRIPS 協定第 13 条の例外の外延を示していない。以上、US—Copyright Act 110 Panel Report (WT/DS160/R) paras.6.114-6.159 参照。

⁴⁸ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.385-387（川瀬稿）。

⁴⁹ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.231-235（渡邊稿）。Brazil—Aircraft Subsidy Appellate Body Report (WT/DS46/AB) paras.181-182.

⁵⁰ E.g., US—Steel CVD Panel Report (WT/DS212/R) paras.7.122-7.123; US—1916 AD Act Appellate Body Report (WT/DS136/AB/R, WT/162/AB/R) paras.88-89. 詳しくは Naiki [2004] 参照。

に基づく別の支払いや別個の融資契約の締結によって履行を迂回したことが、履行遅滞に帰結している⁵¹。

3.4 仲裁により設定される履行期間の長期化

履行問題の原因として一般に指摘されるのが、現行の WTO の履行制度における執行力の欠如である。執行力については 2 点に言及したいが、その第一点目は履行期間である。

履行期間については、DSU 第 21 条第 3 項は当事国の合意による設定を原則としている。しかしながらそれが不可能である時この決定を仲裁に付託するが、これが特に法それ自体案件の履行を長期化させる傾向にある。過去の履行期間決定仲裁を見ると、裁定の出た 21 件のうち、実に 17 件が何らかの法律の協定整合性を確保することが求められる案件である⁵²。

先例はまず、法律の改廃を伴う立法的履行は行政措置による履行よりも一般に困難であることを認めており、また同じ立法的履行でも、法改正には単純な個別法令の撤廃よりも長い期間が認めてきた⁵³。履行措置の選択には被申立国の広い裁量が認められているので、被申立国はこれを濫用し、敢えて立法的履行、特に法改正を選択することで、履行を遅滞させることができる。例えば米国・バード修正条項事件では、実際は法令廃止によらなければ協定整合性を確保できないことが明白でも、敢えて法改正を選択することにより、米国はより長期の履行期間を得ることを試みた⁵⁴。

この点に留意し、最近の EC・砂糖補助金事件履行期間決定仲裁裁定は、被申立国が有する履行手段選択の専権が無制限 (*unfettered*) ではないことを示した。しかし本件でも、申立国が比較的短期間に実施できる行政措置を代替的な履行手段として提起したにもかかわらず、申立国はこれが唯一の履行手段であることを証明できなかったとして、結局仲裁人は EC が主張したより長期の立法的履行の選択を認めた⁵⁵。

他方、立法的履行に際して、議会の実勢は勘案されず、案件の政治的論議 (*controversy/contentiousness*) は無視される⁵⁶。しかしながら、チリ・農産物価格帯事件においては、本件固有の事情としながら、問題の農業価格帯制度撤廃の内政上の困難を斟酌しており、事案によっては履行の政治的事情を勘案し、より長期の履行期間を

⁵¹ 川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.214-223 (渡邊稿)。

⁵² 最新の統計については Zdouc [2005] pp.96-97 参照。本文中の数字は、これを基礎として最近の案件を加算したものである。履行期間決定仲裁に関する先例につき、Monnier [2001] 参照。

⁵³ Canada—Pharmaceutical Patent 21.3 Arbitration Award (WT/DS114/13) paras.49-50.

⁵⁴ 川瀬＝荒木 (編) [2005] p.390 (川瀬稿)。

⁵⁵ EC—Sugar Subsidy 21.3 Arbitration Award (DS/WT265/33, DS/WT266/33, DS/WT283/14) paras.67-72.

⁵⁶ *E.g.*, US—1916 AD Act 21.3 Arbitration Award (WT/DS136/11, WT/DS162/14) paras.38, 40; Canada—Pharmaceutical Patent 21.3 Arbitration Award (WT/DS114/13) para.60.

設定する途を開いた懸念がある⁵⁷。

3.5 不十分な譲許停止額

執行力の第二のポイントは、代償および譲許停止である。現行の DSU 第 22 条では、不履行の場合は代償の供与を優先し、それが不可能な場合、譲許停止に至る。しかし、代償は（規範的に任意であれ、義務的であれ）譲許停止に裏付けられて提供の成否が決まるため、結局のところ後者の実効性のみが執行力を規定する。

譲許停止については、その効果への疑問や経済厚生が悪化に対する批判が提起されるが⁵⁸、執行力の強化においてその役割は軽視されるべきものではない。例えば米国はセーフガード協定について極めて規範意識が低いと思われるにもかかわらず⁵⁹、セーフガード案件の履行が難航しないのは、比較的迅速な譲許停止が同協定第 8 条にビルトインされているためであり、このことは他の輸入救済措置（ダンピング防止税、相殺関税）案件の履行状況との比較において顕著になる⁶⁰。更に正に 30 年戦争の様相を呈する米国・FSC 税制事件だが、前述のようにパネル・上級委員会の解釈、ひいては補助金・相殺関税協定それ自体に規範意識を低下させる要因があるにもかかわらず、それでも解決に向けて動き出したのは、やはり 40 億ドルの譲許停止が作用していることは否定できない。また、米国・バード修正条項事件においても、共同申立国の足並みをそろえた譲許停止が同法の撤廃⁶¹に結実したことは否定しがたい。

現行の譲許停止額算定基準は、EC・ホルモン投与牛肉事件以降、DSU 第 22 条 6 項による仲裁において、反実仮想分析（counterfactual analysis）によって示される。この方式のもとでは、履行期間満了時点で協定違反措置が存在しないと仮定した場合の貿易額と実際の貿易額を年額ベースで算定し、実損である両者の差を無効化・侵害の水準とする。申立国の譲許停止はこれを越えてはならない⁶²。

しかしながら、この方法では譲許停止が十分な履行への圧力を生まないことが指摘される。特にある種の法それ自体案件では、例えば輸入救済法のように個別適用がなければ法令の存在自体では具体的に貿易のフローを阻害しない場合があり、その際の実損の計算は極めて困難になる。この問題が顕在化した米国・1916 年 AD 法事件譲許停止仲裁裁定は、被申立国は今後の米国による 1916 年 AD 法の個別適用実績を加算して、毎年可変的・動態的に譲許停止額を調整できることを示し、この判断は米国・バード修正

⁵⁷ Chile—Price Band System 21.3 Arbitration Award (WT/DS207/14) paras.47-48.

⁵⁸ Anderson [2002] pp.127-130; McGivern [2002] pp.152-153; O'Connor [2004] pp.260-261.

⁵⁹ 特に因果関係の立証に関するパネル・上級委員会の要請を満たすことは至難とされ、とりわけセーフガード案件での敗訴が多い米国のフラストレーションは無視できない。この点について Sykes [2004] 参照。

⁶⁰ この点の比較につき、川瀬＝荒木（編）[2005] 第 6 章参照（瀬領稿）。

⁶¹ Pub. L. No. 109-171, § 7601, 120 Stat. 4, __ (2006).

⁶² EC—Hormone Beef 22.6 Arbitration Award (WT/DS26/ARB) paras.38-41.

条項事件譲許停止仲裁裁定にも継承された⁶³。ただし適用が少ない場合、依然として譲許停止は法令改廃の十分な圧力となり得ない点で限界がある。

また、譲許停止は金額上の規模だけでなくその質的側面も重視されるべきであり、譲許停止がいかに被申立国内の輸出指向産業を履行促進の政治圧力に転換できるかが重要である⁶⁴。更に、被申立国内における履行促進の政治的圧力を高めるには、より広く譲許停止の悪影響が波及することが望ましい。この点、EC・ホルモン投与牛肉事件では、米国によるいわゆるカルーセル方式の譲許停止（譲許停止の対象品目を定期的に入れ替えること）⁶⁵導入の是非が議論されたが、かかる方式は広い範囲の被申立国内の輸出指向型産業に将来の申立国市場へのアクセスに関する不安を与え、このことが履行促進の国内政治圧力を生むことが期待される⁶⁶。同事件では結局のところ米国が当面のカルーセル適用を見合わせた（ただし直後に立法は行った）ことから、仲裁人はそのDSU第22条適合性を判断していない⁶⁷。カルーセルの現行DSU適合性については、学説上も懐疑論が提起されている⁶⁸。

なお、これとは別に、禁止補助金に対する譲許停止については、補助金・相殺関税協定4.10条に特別規定が設けられている。本条を初めて適用したブラジル・民間航空機輸出信用事件譲許停止仲裁は、特に同項が対抗措置を「適当な (appropriate)」と定めていることから、譲許停止額については無効化・侵害との同等性を求められず、補助金支出額と同等の譲許停止額が相当であると判断した⁶⁹。この結果が米国・FSC税制事件における巨額の譲許停止に帰結した。また、カナダ・民間航空機輸出信用事件では履行を明示的に拒否したカナダに対し、仲裁人は適当性基準による額に加えてカナダの禁止補助金支出額の20%を懲罰的に加算し、譲許停止額を確定した⁷⁰。しかし適当性基準の下でも、常に実効性のある巨額の譲許停止に帰結することは保証されておらず、更には懲罰的加算についてはその根拠や算定方法に加盟国から強い疑義が示されている。

4. 手続改正の方向性 —遵守理論の示唆—

以上のように、不履行を引き起こす紛争解決手続上の要因が明らかになったが、これらがなぜ円滑なDSB勧告の履行を妨げるのであろうか。この点については、国際合意

⁶³ US—Byrd Amendment 22.6 Arbitration Award (WT/DS217/ARB/JPN) paras.4.20-4.27; US—1916 AD Act 22.6 Arbitration Award (WT/DS136/ARB) paras.6.14-6.17, 7.8-7.9.

⁶⁴ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.80-84（久野新稿）。

⁶⁵ 19 U.S.C. §2416(B)(2)(b). カルーセル論争につき、Ford [2002]を参照。

⁶⁶ 川瀬＝荒木（編）[2005] 第6章参照（飯田稿）。カルーセルに対する評価として、Movsesian [2003] p.11も同様。

⁶⁷ EC—Hormone Beef 22.6 Arbitration Award (WT/DS26/ARB) para.22.

⁶⁸ Mavroidis [2004] p.71.

⁶⁹ Brazil—Aircraft Subsidy SCM 4.11 Arbitration Award (WT/DS46/ARB) paras.3.57-3.60.

⁷⁰ Canada—Aircraft Subsidy SCM 4.11 Arbitration Award (WT/DS222/ARB) paras.3.103-3.107, 3.121.

遵守の条件・要因の説明原理を提供する遵守理論 (compliance theory) と呼ばれる一群の理論的業績が一定の回答を与える。

遵守理論の中でも、論者によって遵守の根元を求める要因は異なる。例えば伝統的な現実主義 (realism) においては、アナーキーな国際社会における法執行は当事国間の相対的なパワーの強弱に規定される⁷¹。更に、ネオリアリズム (neo-realism) はこれを発展させ、国家間の繰り返しゲーム状況下における費用便益分析の視点を導入し、国家が利得の極大化を指向して行動することを論証するが⁷²、ここでも国際合意は偶発的に私利に適合する範囲でのみ遵守される⁷³。他方、ネオリアリズムが国家を単体の行動主体と見るのに対し、ネオリベラリズム (neo-liberalism) はより微視的に国内の利害関係者のゲームに着目し、やはり国際法遵守がこれら国内のアクターの利益となる時、政府に遵守の働きかけが起こると説明する⁷⁴。国際レジームによる国際協調の重要性を強調する制度主義 (institutionalism) も、基本的に利得によって国際合意への遵守を説明する点では、現実主義の系譜と変わらない⁷⁵。

他方、これに対して、パワーと利得によらない規範遵守の説明を行うものとして、フランクの公正 (fairness) 理論が挙げられ、特に内容の明確性や適用の一貫性などに規定される規範の正当性 (legitimacy) が遵守への誘引 (compliance pull) を生むことが強調される⁷⁶。また、チェイス＝チェイスによる管理 (managerial) アプローチは、条約に対する同意に裏付けられた規範的義務に遵守の理由を求め、不遵守の理由を規範の明確性の欠如に求める点、あるいは規範の正当性を重視する点で、フランクの所論と共通している⁷⁷。国際政治学の構成主義 (constructivism) も、国家は国際社会における適切・正当な規範・理念に基づいて行動し、そうした規範・理念の受け入れと当然視 (規範の社会化・内面化) を合意遵守の理由とする⁷⁸。

これら多種多様な遵守理論の比較検討および特定の手法に特化した分析は本稿の射程を超えるため、他稿に譲るものとするが、既にこれまでの説明から自明のように、これらの諸説に共通して履行を規定する要素が指摘できる。すなわち、それぞれのモデルの中でも、論者によって理論体系の詳細に差はあれ、基本的に規範遵守を確保し促進する要因を、国家の利得認識あるいは規範の受容に求めることが、これら遵守理論の本質と言える。よって便宜的に、現実主義に代表される私利に基づき国際秩序維持の説明を

⁷¹ モーゲンソー [1998] pp.308-311。

⁷² Waltz [1979] ch.5. ミクロ経済学の応用としてのウォルツの所論の性質、およびそのゲーム論的理解については、信夫 [2004] 第二章に詳しい。

⁷³ Hathaway [2002] pp.1945-1946.

⁷⁴ Slaughter [2000].

⁷⁵ コヘイン [1998] pp.111-121。現実主義と自由主義的制度論の利得概念の共有につき、遠藤 [2004] pp.53-54 を参照。

⁷⁶ Franck [1995] ch.2.

⁷⁷ Chayes and Chayes [1995] ch.1, pp.127-136.

⁷⁸ 構成主義の視点から論じた WTO の履行問題については、川瀬＝荒木 (編) [2005] 第 5 章 (大矢根聡稿) に詳しい。

試みる所論を「合理的行為者モデル (rational actor models)」として整理でき、これに対して国際規範の認識・浸透によって同様の説明を試みる学説群を「規範的モデル (normative models)」と総括できる⁷⁹。

このように単純化された遵守の要因は、少なくとも上記に言及した DSB 勧告不履行の手続的要因を十分に説明できる。つまり、現行の代償・譲許停止制度は、DSB 勧告を遵守せしめるべく、十分に被申立国の利得認識を変化させることができない。また、過剰に時間的猶予が与えられるとすれば、被申立国にとってはやはり履行遅滞のコストを低減することになる。他方、被申立国がパネル・上級委員会の協定解釈に妥当性を見出さない場合、また自らのなすべき履行について判断が欠如し、あるいは不明確である場合は、被申立国による規範としての DSB の正当性に関する認識は低下する。

合理的行為者モデル・規範的モデルに属する遵守理論のいずれもが、実のところ、それだけでは国際法遵守の説明には不十分である⁸⁰。実際は双方のモデルは相互補完的に捉えるべきであり、上記のように両モデルから捉えた現行 DSU の弱点の双方に対処する必要がある。

5. DSU 交渉と履行問題に対する手続的対処

以上のような不履行の理由を前提として、WTO はどのようにこれに対処すべきであろうか。ここではこれまでに指摘した手続的な問題への対応に焦点を当て、これを現行のドーハ・ラウンドにおける DSU 交渉の諸提案と関連づけながら、順次検討したい⁸¹。

5.1 パネル・上級委員会の判断の適正化

上記の問題点のうち、パネル・上級委員会の法的判断に関わる部分については、これらの準司法機関の資質を向上させるか、あるいはその法的判断に加盟国が政治的に介入し、その政治的妥当性を確保するかの 2 つの選択肢が考えられる。この点について、法化の哲学の違いを反映して米国・EC はそれぞれ両極端の提案を行っており、このことが DSU 交渉の進捗を妨げる要因となっている⁸²。

まず EC は、欧州司法裁判所の伝統と実績に基づき、現在はアドホックに設置される

⁷⁹ Hathaway [2002] pp.1944-1962.

⁸⁰ Guzman [2002] pp.1830-1840 による各理論の比較対象から明らかなように、規範的モデルに属する議論は利益概念を無視している点において遵守の説明に限界があり、また、合理的行動者モデルは国際的規範の存在を過度に軽視している。

⁸¹ DSU 交渉の経緯および各国提案の分析・評価については、川瀬 [2005]、Davey [2004]、Ortino and Pertersmann eds. [2004] pt. I を参照。

⁸² “Fewer WTO Cases So Far in 2004, Legal Affairs Director Wilson Says.” *International Trade Reporter* (BNA) Vol.21, p.1378 (Aug. 19, 2004).

パネルの常設化を提案する⁸³。このことによりパネルはその独立性と案件処理の習熟度を増し、協定解釈・適用の精度向上に資する。その意味で、特に協定解釈や判断の適正化を図る点で有益な提案である一方、欧州特有の大陸法的法思想の「輸出」を受容できない加盟国も米国をはじめとして少なくない。

これに対して、現行の DSU の司法化・自動化の行き過ぎを批判する米国は、チリとの共同提案において、上訴における中間報告の導入（現在はパネルのみ）、紛争当事国の合意による報告書の部分削除、および加盟国の提案による報告書の部分採択を提案した⁸⁴。かかる提案は、司法積極主義や稚拙な協定の解釈・適用を加盟国のコントロールにより排除することを目的としており、パネル・上級委員会の判断の規範性を向上させることが期待される。また、米国は、協定解釈の原則、協定以外の一般国際法の適用、および訴訟経済の行使についても、ガイドラインを定めることを提案している⁸⁵。特に訴訟経済は判断や事実認定の欠缺につながることから、その適用には一定の注意を要し、また協定解釈や一般国際法の適用もパネル・上級委員会の判断の規範性に大きく影響する。これらの点について当該提案は履行問題に有効な対処を示す一方、政治介入によって上級委員会の自律性を制約する点につき強い懸念が示され、支持は集まらない。

5.2 パネルの履行勧告権限の拡充および履行の迂回・無効化防止

履行問題は求められる「履行」の内容が明確でないことに起因することは先に述べたが、一般的に現行の DSU 第 19 条のパネルの勧告権限を強化する提案は見られない。

履行を迂回・無効化する措置の制限については、協定に違反した態様での法令の個別適用に関する救済として、日本により、当該法令を将来にわたって協定適合的に適用するよう勧告する権限をパネルに付与することが提案された⁸⁶。またブラジルは、一度協定違反の認定を受けたものと同一の措置については、加速的な紛争解決手続によって審理することを提案した⁸⁷。これらは、加伯間の民間航空機輸出信用紛争で見られたような「いたちごっこ」となる履行の迂回・無効化の防止を目的としている。ただしいずれも実施の困難を指摘され、広く加盟国の支持を集めるに至らない。

5.3 差し戻し制の導入

⁸³ EC 提案 (TN/DS/W/38) 第 8 条。以下提案の後の条文は DSU の改正条文（「新」がつくものは新設）を指す。なお、DSU 交渉各国提案は日本機械輸出組合ウェブサイトにおいて一覧できる (http://www.jmcti.org/2000round/com/doha/com_post_tnc.htm#DSU)。

⁸⁴ 米国・チリ共同提案 (TN/DS/W/52) 第 16 条および第 17 条。

⁸⁵ 米国・チリ共同提案 (TN/DS/W/28) para.6。ただし、コンセプトの提示のみで具体的な条文草案は示さなかった。後日、協定解釈、一般国際法の適用、および訴訟経済については、両国は別途検討項目ペーパー (TN/DS/W/74) を提出している。

⁸⁶ 日本提案 (TN/DS/W/32) 第 19 条。

⁸⁷ ブラジル提案 (TN/DS/W/45/Rev.1) 第 21 条。

先ほどのカナダ・乳製品補助金事件での上訴における事実の欠缺は、差し戻し制の必要を加盟国に痛感させた。これを受けて EC はかかる制度の導入を提案しているが、紛争解決の長期化は懸念されるものの、おしなべて広い支持を加盟国から得ている。EC 提案はこの時間枠組への懸念の解消のために部分的差し戻し（つまり差し戻しにかからない部分の判断については先行して DSB において採択される）を採用している⁸⁸。

ただし、争点はすべからく相互に関連している場合が多く、このような部分的差し戻しそのものが履行に与える影響については、慎重に評価する必要がある。特に協定の原則への違反の判断について採択が先行し、積極的抗弁（例えば GATT 第 20 条）に関する判断だけが差し戻される場合、後者の判断を待たずして問題の措置を改廃しなくてはならなくなる。DSB 勧告としての正当性（特に明確性）を勘案した場合、このような事態の発生は望ましくないことは明白であり、そのかぎりにおいて部分的差し戻しは評価できない。

5.4 履行期間の短縮

DSB における報告書採択後の履行段階については、既にシークエンス（履行確認手続と譲許停止の順序）が慣行により確立されているが⁸⁹、詳細の違いはあれ、日本、EC、オーストラリア等がその明文化を提案している⁹⁰。このかぎりでは、履行までの時間的な圧力はむしろ緩和されたと理解してよい。このほか、履行期間の設定（特に仲裁における履行期間決定基準）については、特段の提案はなかった。

5.5 代償または譲許停止の強化

執行力の強化は容易に想起できる履行促進策であることから、譲許停止については強化する方向の提案が目立った。特にメキシコは救済に関する包括的な提案を行っている。メキシコ案はまず現行の譲許停止額算定基準を改め、最大限で違反措置の導入時に遡って通商阻害の総額を算定し、履行の完遂と関わりなく累積額でこれと等しくなるまで譲許停止を継続できることを提案した。また、係争中の措置の差し止めをパネル手続に導入し、パネルの差し止め決定に応じない場合は相殺措置の発動を認める。更に、報告書採択後即時の（すなわち履行期間満了を待たない）代償・譲許停止の適用、および、貿易構造に鑑みてより実効的な譲許停止が可能な加盟国の「代理制裁」による履行促進を

⁸⁸ EC 提案 (TN/DS/W/38) 第 17 条および新第 17 条の 2。

⁸⁹ シークエンス問題については、本稿では詳解しない。概要は Valles and McGivern [2001] 参照。

⁹⁰ オーストラリア提案 (TN/DS/W/49) 第 21 条、EC 提案 (TN/DS/W/38) 第 21 条および第 22 条、日本提案 (TN/DS/W/32) 第 21 条および第 22 条。

企図し、他加盟国への譲許停止権限の委譲も提案した⁹¹。

このほか、EC、メキシコ、エクアドルほかは、それぞれ譲許停止額の決定を前倒しし、履行の心理的圧力を増す提案を行った⁹²。また、小規模経済である途上国が先進国に対して履行促進の圧力となる譲許停止が実施できない現状を懸念し、途上国グループは集団制裁の導入を、またインドグループは途上国による「たすき掛け」報復の原則自由化を、それぞれ求めた⁹³。日本は法令の存在と適用が乖離した協定違反法令の撤廃を念頭に置き、法それ自体の違反については、過去の適用実績を基礎とした将来の適用予測に基づいて譲許停止額を算定できる新たな基準を提唱した⁹⁴。

他方、エクアドルは、通商代償だけでなく金銭代償を導入する提案を行っている⁹⁵。確かに履行難航・遅滞あるいは不履行の実態を前にして、実効的な被申立国の救済を目的とすれば、金銭賠償は有効なオプションである。しかしながら、公共選択論的に言えば、通商代償により特定の輸入競争セクターの利益を損なうことは、被申立国において履行促進の圧力を生む。これに対して被申立国民に薄く広い財政負担を強いる金銭代償を認めるとすれば、そのような履行促進の圧力は生まれない。このことは米国・著作権法 110 条事件において例証されている⁹⁶。2005 年 1 月に出された WTO 事務局長の諮問委員会（いわゆるサザーランド委員会）も、この金銭代償に一定の理解は示しつつも、経済的に裕福な加盟国の「買収（buy out）」によって協定上の義務の履行に非対称が生まれることに強い懸念を示し、一義的には DSB 勧告の履行を優先すべきことを明確にしている⁹⁷。

また、上述のカルーセルについても、タイ・フィリピンは共同でこれを制限することを提案した⁹⁸。カルーセルには一定の履行促進機能が認められることは先に述べたが、その可否について明確でない現行協定を制限的に改正することは、殊に履行促進の観点からは望ましくない。

しかしながら、他方で譲許停止強化の提案は懲罰的性質を有しない現行制度の性質を急激に変えるものであり、現状では加盟国の広い支持を得にくい。たしかに DSU の譲許停止は、例えば賠償義務の履行を促進する機能を持たない点などにおいて、一般国際法上の対抗措置（countermeasure）とは異質のものであることには十分注意を要する一方で⁹⁹、殊に違反に対する譲許停止については、現行の DSU 第 22 条および補助金・

⁹¹ メキシコ提案（TN/DS/W/40）第 12 条および第 22 条。

⁹² メキシコ提案（TN/DS/W/40）第 15 条、EC 提案（TN/DS/W/38）第 22 条、韓国提案（TN/DS/W/35）第 21 条、エクアドル提案（TN/DS/W/33）第 21 条、日本提案（TN/DS/W/32）第 21 条。

⁹³ 途上国グループ提案（TN/DS/W/37）第 22 条、インドグループ提案（TN/DS/W/47）第 22 条。

⁹⁴ 日本提案（TN/DS/W/32）第 22 条。

⁹⁵ エクアドル提案（TN/DS/W/33）第 22 条。

⁹⁶ 川瀬＝荒木（編）[2005] pp.391-392（川瀬稿）。金銭賠償の履行上の問題点につき Bronckers and van den Broek [2005] pp.117-118 参照。

⁹⁷ Sutherland et al. [2005] paras.241-243.

⁹⁸ タイ・フィリピン共同提案（TN/DS/W/3）第 22 条。

⁹⁹ 小寺 [2004] p.218。

相殺関税協定 4.10 条は国家責任条文案に規定される対抗措置の理念型に準じている点が多々見られる¹⁰⁰。正確な両者の異同をここで論ずることは本稿の射程を大きく逸するが、いずれにせよ、現行規定をドラスティックに変更することは、国際的に受容された対抗措置のあり方からの著しい乖離であり、加盟国一般に受入れがたいことは確かであろう。

5.6 DSU 交渉の停滞と履行問題

ドーハ・プロセスの DSU 交渉は当初合意期限の 2003 年 5 月に合意できず、現在も延長継続中であるが、加盟国は現行 DSU の機能を少なくとも公式には基本的に評価しており、大きな変更を加える改正には消極的である。また、依然として主要なアジェンダが、履行問題の顕在化以前である 1999 年のシアトル閣僚会議前のいわゆる共同提案テキスト (Co-sponsor Text)¹⁰¹の継承であるため、シークエンスを除いて履行問題に対する関心は一般的に提案に投影されていない。

この結果、ドラスティックな提案には支持が集まりにくく、加盟国の最大公約数を集約した 2003 年 5 月の議長合意案 (いわゆるバラシュ・テキスト) は、比較的無難な内容に落ち着いた。上記の諸提案で議長案に採用されたのは、支持を広く集めた差し戻し制の導入と、途上国の強い要望があった金銭賠償など、一部に過ぎない¹⁰²。また、サザerland委員会報告書も、現行 DSU について問題点を指摘しながらもこれを肯定的に捉え、改悪よりも現状維持を是とする“do no harm”を基本線としている¹⁰³。

かかる政治的環境下においては、今後とも DSU の根本的な改変は期待できない。従って、履行問題への対応もあくまで現行協定を前提として考える必要が出てくる。

6. 漸進的・現実的な履行問題の解決

前節の議論を受け、現行協定下でいかにして DSB 勧告の履行状況は改善されるのだろうか。現行協定を前提としながら漸進的改善をもたらす方策を、一部サザerland委員会報告書の指摘も視野に入れつつ、以下に検討する。

6.1 執行力の強化

¹⁰⁰ 岩沢 [2001] pp.238-239; Mavroidis [2000] p.800. なお、川瀬＝荒木 (編) [2005] pp.50-62 (阿部克則稿) によれば、DSU 第 22 条の譲許停止における同等性要件は国家責任条文案よりも厳格であり、むしろ対抗措置の規模に幅を持たせる補助金・相殺関税協定 4.10 条の措置のほうが同草案に近い。

¹⁰¹ 共同提案テキストは 99 年のシアトル閣僚会議に提出されたもの (WT/MIN(99)/8) が後に改定され、再度 2000 年に一般理事会に提出されたが (WT/GC/W/410)、いずれも採択されていない。

¹⁰² Special Session of the Dispute Settlement Body: Report by the Chairman, Ambassador Péter Balás, to the Trade Negotiations Committee, TN/DS/9 (June 6, 2003).

¹⁰³ Sutherland et al. [2005] para.254.

まず、執行力の強化については、現行制度が保証する譲許停止と無効化・侵害の均衡を大きく改変することには政治的反発が強いことは先に述べた。シーケンス提案が支持を集め、更にカルーセルが個別紛争で問題化し、これを制限する提案が示されていることから、執行力についてはむしろその濫用を制限するほうに加盟国の関心が集まっていることが伺える。

これを踏まえ、現状では DSU 改正を伴わない執行力の強化を考える必要があるが、第一には、やはりカルーセルの導入が有効であろう。カルーセルについては、現行 DSU はこれを明示的に排除しておらず、米国・1916 年 AD 法譲許停止仲裁裁定は、毎年の DSB への譲許停止品目の通報を条件として、これを認めたように理解できる¹⁰⁴。しかしながら、上記のとおりその協定整合性については加盟国間で議論があり、また明確にその制限が提案されているところ、これに踏み込んで当該制度を援用することは政治的に困難であろう。他方、その代案として、予め譲許停止の対象品目リストを例示的に広く提示しておくことは、広範囲の被申立国産業に譲許停止による不利益の可能性を示唆する点で、類似の機能を有する¹⁰⁵。この方式は既に EC が米国・FSC 税制事件で採用し、奏功したことは記憶に新しい¹⁰⁶。

また、履行期間については既に川瀬＝荒木 [2005]において提案したとおり、履行期間を請求する被申立国の立証責任を厳格に問い、履行措置の選択は被申立国の裁量としながら、措置が DSB 勧告および WTO 協定に整合的たるべしとの条件を厳密に解釈することで、明らかに不適切な履行措置の選択による不当に長い履行期間の請求を退けることが可能である¹⁰⁷。

6.2 規範的側面の改善

先に述べたとおり、履行問題には少なからず規範的な側面があり、「納得」が得られないか、あるいはそもそもその命ずるところが明らかですらないルールや裁定を強制することは、WTO に対する基本的なコミットメントを危ういものにするおそれがある¹⁰⁸。したがって、いかにパネル・上級委員会の判断の合理性・明確性を確保するかも、併せて重要になる。

この点に関する実行可能な選択肢は、パネル・上級委員会が常に履行を考慮した判断

¹⁰⁴ US—Byrd Amendment 22.6 Arbitration Award (WT/DS217/ARB/JPN) paras.5.1-5.6.

¹⁰⁵ デスラー＝オデル [1989] pp.239-241; Movsesian [2003] pp.10-11.

¹⁰⁶ Notice relating to the WTO Dispute Settlement Proceeding Concerning the United States Tax Treatment of Foreign Sales Corporations (FSC) — Invitation for Comments on the List of Products That Could Be Subject to Countermeasures, 2002 O.J. (C 217) 2.

¹⁰⁷ Argentina—Bovine Hides 21.3 Arbitration Award (WT/DS155/10) paras.45-49; EC—Hormone Beef 21.3 Arbitration Award (WT/DS26/15, WT/DS48/13) paras.38, 41.

¹⁰⁸ Chayes and Chayes [1995] pp.10-13; Franck [1995] pp.30-34.

を行い、規範としての DSB 勧告の明確性を確保することである。まず訴訟経済の行使や抑制的な協定の解釈・適用については、たしかに国際司法フォーラムとして加盟国の規制主権との折り合いの中で必要な自己抑制である。しかしながら、他方でその結果紛争自体の解決が覚束ない状況を招くとすれば、多国間貿易体制に安定性・予見可能性を与えること（DSU 第 3 条第 2 項）、紛争の明確な解決をもたらすこと（同第 7 項）という紛争解決制度の主要な目的に照らして、甚だ本末転倒である。上級委員会自身が過去に認めたように、訴訟経済の行使（そしてすべからず全ての協定の解釈・適用）に際して、判断者は DSB が被申立国に対して実施可能な勧告を行えるかどうかを意識する必要がある。

また、パネルは DSU 第 19 条において特定履行勧告の権限を有していることは先に触れた。たしかに本条第 2 文の文言には何らの制約はなく、勧告を行うか否かはパネルの完全な裁量下にあるように思われる。しかしながら、上記の DSU の目的の文脈で解釈すれば、やはりこの裁量も自ずと制約を受けるものと解すべきである。従来のように単に提案の例外的性格やパネルの裁量を理由に申立国の請求を退ける¹⁰⁹のではなく、勧告の履行に対する意義を十分に検討した上で、その適否を判断すべきであろう。

双方の点について協定改正は困難であっても、例えば検討手続（working procedure）はパネルでは事件毎に策定されており、また上級委員会においてもその改正は比較的頻繁に行われている。よって、こうした下位規範で何らかの「ソフトな」ガイドラインを定めることも一案であろう。

履行の範囲については、既に加盟国およびパネル・上級委員会に一定の努力が見て取れる。前述の迂回措置による「イタチごっこ」に対しては、申立国が当初の付託事項を将来の措置を含めて広く設定したり（ブラジル・民間航空機輸出信用事件）、また履行確認パネルが履行措置の範囲を原審に付託された措置と関連づけて広く解釈したり（オーストラリア・自動車用皮革製品補助金事件）などの対処が施され、原審 DSU 勧告の効果が迂回・代替措置に及ぶように工夫がなされている¹¹⁰。

他方、判断の妥当性については、パネル・上級委員会の文言主義が時として行き過ぎ、起草者意思との乖離が指摘されるのであれば、起草史をより積極的に参照すればよい。現在の条約法条約第 31 条および第 32 条は、起草史（準備作業）を副次的な解釈の淵源として位置づけているが、他方で第 31 条において得られた「通常の意味」の確認のために起草史を参照できる。ICJ の運用もこの確認のために第 32 条を援用する傾向にあり、文言の意味は明白であるとしてこれを排除することはむしろ例外的である¹¹¹。こ

¹⁰⁹ See, e.g., Korea – Paper AD Panel Report (WT/DS312/R) paras.9.1-9.4; United States – Argentina OTCG Sunset Review Panel Report (WT/DS268/R) paras.8.3-8.5; United States – Lumber Final AD Panel Report (WT/DS264/R) para.8.6.

¹¹⁰ Australia – Auto Leather Subsidy 21.5 Panel Report (WT/DS126/RW) paras.6.1-6.7; Brazil – Aircraft Subsidy Panel Report (WT/DS46/R) para.7.2.

¹¹¹ 坂元 [2004] pp.176-178.

の点、WTO における慣行には一貫性がなく、案件によっては第 32 条の援用を門前払いする場合もあるが¹¹²、条約法条約に規定されるとおりあくまで補助的な解釈手段であることに十分留意しつつ、「通常の意味」の確認の範囲で起草史を参照することは、パネル・上級委員会の判断の正当性を高めるものと期待できる¹¹³。この点、サザーランド委員会報告書も、経済条約たる WTO 協定に対する条約法条約の適用可能性が時として疑わしく、他の解釈手法が利用できることを指摘しており、条約法条約（特に文言主義）の墨守が望ましい解決をもたらさないことを示唆する¹¹⁴。

次に、現在のパネル・上級委員会の自律性と自動的な報告書採択の再検討についても一考の余地はある。たしかに、仮に上級委員会の判断に不備があっても、特にラウンドにおけるルール策定が十分に機能しない現状では、これを事後的・立法的に是正することは困難である。前述の米国・チリ共同提案はこれを当事国の合意や加盟国の発議による報告書の部分削除や部分採択で是正するものであるが、こうした司法化の後退を招く改正を行わずとも、何らかのチェック機能の創設には検討の余地がある。

例えば、現在でも DSB 勧告に際しては DSB 会合で採択される報告書について当事国がステートメントを読み上げるが、その中で報告書に示された法的判断の妥当性についての見解を示し、その他の加盟国もこれを議論する。サザーランド委員会報告書が指摘するように、往々にしてこの機会がパネル・上級委員会における議論の蒸し返しや遺憾の意の表明になりがちだが、各加盟国の提起する議論しだいでは、パネル・上級委員会の判断に関する建設的な検証プロセスとなり得る¹¹⁵。過去にも一部パネル・上級委員会の判断に行き過ぎがあると加盟国が考える場合には DSB で強い不満が示され、このことが司法部門への圧力となってきた。例えば上級委員会におけるアミカスブリーフの受領については、EC・アスベスト事件上級委員会の判断に対するこうした「声」が、以後の慣行を規定していることが伺える¹¹⁶。報告書採択の自動制はそのまま維持するとして、その一方でこうした DSB による政治的レビューはパネル・上級委員会の判断の妥当性に関する加盟国の評価のバロメーターとして機能し得ることからその拡充は改善策として有用であり、また、それが本来 DSB に期待された機能に照らしても妥当と言える。

更にこれで不十分だとすれば、これもサザーランド委員会報告書で提案されたように、一般理事会が上級委員会の先例を批判的に検討する専門家グループを設置することも一案である¹¹⁷。この提案についてもその実行は種々の困難に直面することが予想される

¹¹² 川瀬 [2006] pp.273-274。

¹¹³ このことは協定解釈において特に起草史の重視を提案するものではなく、むしろ条約法条約の文言に忠実に起草史を確認のため参照することを常態化することを促すものであり、多角的な検討を尽くすことで、その結果たる協定解釈について当事国の納得を高めることを目的としている。

¹¹⁴ Sutherland et al. [2005] para.235.

¹¹⁵ *Id.*, at para.250.

¹¹⁶ Davey [2004] pp.137-138.

¹¹⁷ Sutherland et al. [2005] para.251.

が、上級委員会もまた誤謬を免れないかぎり、こうした「ソフトな」監視制度をおくことによって事態は大幅に改善できよう¹¹⁸。

(2005.3.13)

¹¹⁸ Matsushita [2005] pp.625-626. ただし松下教授はサザerland委員会報告書が専門家グループにWTO 第9条に基づく解釈了解の提案を行う権限まで与えている点につき、上級委員会の判断の正当性や信憑性の低下を懸念し、これに慎重な姿勢を示している。

引用文献

Anderson, Kym [2002] “Peculiarities of Retaliation in WTO Dispute Settlement.” *World Trade Review* 1: 123-134.

Bronckers, Marco, and Naboth van den Broek [2005] “Financial Compensation in the WTO: Improving the Remedies of WTO Dispute Settlement.” *Journal of International Economic Law* 8: 101-126.

Carter, Michele D. [1997] “Note: Selling Science under the SPS Agreement: Accommodating Consumer Preference in the Growth Hormones Controversy.” *Minnesota Journal of Global Trade* 6: 625-656.

Charnovitz, Steve [2000] “The Supervision of Health and Biosafety Regulation by World Trade Rules.” *Tulane Environmental Law Journal* 13: 271-302.

----- [2003] “The Byrd Amendment Ruling Needs Careful Review.” *Bridges* 7(1): 8.

Chayes, Abram, and Antonia Handler Chayes [1995] *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements*. Oxford University Press.

Davey, William J. [2004] “Reforming WTO Dispute Settlement.” In Mitsuo Matsushita and Dugun Ahn, eds. *WTO and East Asia: New Perspectives*. Cameron May.

デスラー、I. M./ジョン S. オデル (長尾悟/信田智人訳) [1989] 『反「保護」主義』勢力—アメリカの貿易政治における圧力の変化』ジャパントイムズ社.

遠藤誠司 [2004] 「国際政治における規範の機能と構造変動」藤原帰一ほか (編) 『国際政治講座—④国際秩序の変動』東京大学出版会.

Ford, Rosemary A. [2002] “The Beef Hormone Dispute and Carousel Sanctions: A Round-about Way of Forcing Compliance with World Trade Organization Decisions.” *Brooklyn Journal of International Law* 27: 543-573.

Franck, Thomas M. [1995] *Fairness in International Law*. Oxford University Press.

Greenwald, John [2003] “WTO Dispute Settlement: An Exercise in Trade Law Legislation?” *Journal of International Economic Law* 6: 113-124.

Guzman, Andrew T. [2002] “A Compliance-based Theory of International Law.” *California Law Review* 90: 1823-1887.

Hathaway, Oona A. [2002] “Do Human Rights Treaty Make a Difference?” *Yale Law Journal* 111: 1935-2041.

岩沢雄司 [2001] 「WTO 紛争処理の国際法上の意義と特質」国際法学会（編）『紛争の解決（日本と国際法の 100 年・第 9 巻）』三省堂.

----- [2003] 「WTO 法と非 WTO 法の交錯」『ジュリスト』1254: 20-27.

Jackson, John H. [2004] “International Law Status of WTO Dispute Settlement Reports: Obligation to Comply or Option to ‘Buy Out’?” *American Journal of International Law* 98: 109-125.

川瀬剛志 [2005] 「WTO ドーハ・ラウンドにおける紛争解決了解の『改善と明確化』—より一層の司法化の是非をめぐって」『日本国際経済法学会年報』14: 118-150.

----- [2006] 「EC の冷凍骨なし鶏肉の関税分類」公正貿易センター（編）『ガット・WTO の紛争処理に関する調査報告書 XVI』公正貿易センター.

川瀬剛志／荒木一郎（編）[2005] 『WTO 紛争解決における履行制度』三省堂.

川島富士雄 [2005] 「WTO 紛争解決手続における司法化の諸相—DSU 運用の 10 年を振り返って」『日本国際経済法学会年報』14: 92-117.

コヘイン、ロバート（石黒薫／小林誠訳）[1998] 『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房.

Keohane, Robert O., Andrew Moravcsik, and Anne-Marie Slaughter [2000] “Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational.” *International Organization* 54: 457-488.

小寺 彰 [2004] 『パラダイム国際法』有斐閣.

Lennard, Michael [2002] "Navigating by the Stars: Interpreting the WTO Agreements." *Journal of International Economic Law* 5: 17- 89.

Magnus, John [2005] "Compliance with WTO Dispute Settlement Decisions: Is There a Crisis?" In Rufus Yerxa and Bruce Wilson, eds. *Key Issues in WTO Dispute Settlement: The First Ten Years*. Cambridge University Press.

松下満雄 [2001] 「WTO 協定と米国 1916 アンチダンピング法」『国際商事法務』 29: 267-275.

Matsushita, Mitsuo [2005] "The Sutherland Report and Its Discussion of Dispute Settlement Reforms." *Journal of International Economic Law* 7: 623-629.

Mavroidis, Petros C. [2000] "Remedies in WTO Legal System: Between a Rock and Hard Place." *European Journal of International Law* 11: 763-813.

----- [2004] "Proposals for Reform of Article 22 of the DSU: Reconsidering the 'Sequencing' Issue and Suspension of Concession." In Ortino and Petersmann, eds. [2004].

McGivern, Brendan P. [2002] "Seeking Compliance with WTO Rulings: Theory, Practice and Alternatives." *The International Lawyer* 36: 141-157.

McNiel, Dale E. [1998] "The First Case under the WTO's Sanitary and Phytosanitary Agreement: The European Union's Hormone Ban." *Virginia Journal of International Law* 39: 89-134.

Monnier, Pierre [2001] "The Time to Comply with an Adverse WTO Ruling: Promptness with Reason." *Journal of World Trade* 35: 825-845.

モーゲンソー、ハンス J. (現代平和研究会訳) [1998] 『国際政治—権力と平和』 福村出版.

Movesian, Mark L. [2003] "Enforcement of WTO Rulings: An Interest Group Analysis." *Hofstra Law Review* 32: 1-21.

Murphy, John F. [2004] *The United States and the Rule of Law in International Affairs*. Cambridge University Press.

Naiki, Yoshiko [2004] “The Mandatory/Discretionary Doctrine in WTO Law: The US-Section 301 Case and Its Aftermath.” *Journal of International Economic Law* 7: 23-72.

O’Connor, Bernard [2004] “Remedies in the World Trade Organization Dispute Settlement System—The Bananas and Hormones Cases.” *Journal of World Trade* 38: 245-266.

Ortino, Federico, and Ernst-Ulrich Petersmann, eds. [2004] *The WTO Dispute Settlement System 1995-2003*. Kluwer International.

坂元茂樹 [2004] 『条約法の理論と実際』 東信堂.

信夫隆司 [2004] 『国際政治理論の系譜—ウォルツ、コヘイン、ウェントを中心として』 信山社.

Slaughter, Ann-Marie [2000] “Liberal Theory of International Law.” *American Society of International Law Proceedings* 94: 240-248.

Sutherland, Peter, et al. [2005] *The Future of the WTO: Addressing the Institutional Challenge to the New Millennium*. World Trade Organization.

Sykes, Alan O. [2004] “Persistent Puzzles of Safeguards: Lessons from the Steel Dispute.” *Journal of International Economic Law* 7: 523-564.

Tarullo, Daniel K. [2002] “The Hidden Costs of International Dispute Settlement: WTO Review of Domestic Anti-Dumping Decisions.” *Law and Policy in International Business* 34: 109-181.

USDOC [2002] *Executive Branch Strategy Regarding WTO Dispute Settlement Panels and the Appellate Body: Report to the Congress Transmitted by the Secretary of Commerce*. USDOC.

USGAO [2003] *World Trade Organization: Standard of Review and Impact of Trade Remedy Rulings*. Report to the Ranking Minority Member, Committee on Finance, U.S. Senate, GAO-03-824. USGAO.

Valles, Cherise M., and Brendan P. McGivern [2001] “The Right to Retaliate under the WTO Agreement: The ‘Sequencing’ Problem.” *Journal of World Trade* 34(1): 63-84.

Vranes, Erich [2003] "From Banana I to the 2001 Banana Settlement: A Factual and Procedural Analysis of the WTO Proceedings." In Fritz Breuss et al., eds. *The Banana Dispute: An Economic and Legal Analysis*. Springer Wien New York.

Waltz, Kenneth N. [1979] *Theory of International Relations*. McGraw-Hill.

Weiler, J. H. H. [2003] "The Rule of Lawyers and the Ethos of Diplomats: Reflections on the Internal and External Legitimacy of WTO Dispute Settlement." *Journal of World Trade*: 35(2): 191-207.

Zdouc, Werner [2005] "The Reasonable Period of Time for Compliance with Ruling and Recommendations Adopted by the WTO Dispute Settlement Body." In Rufus Yerxa and Bruce Wilson, eds. *Key Issues in WTO Dispute Settlement: The First Ten Years*. Cambridge University Press.